

鳥取市
町内会加入の実態と組織運営の現状についての調査研究
報告書

令和3年3月

鳥取大学 地域学部 佐藤研究室

研究責任者

鳥取大学 地域学部 准教授 佐藤 匡

はじめに

本報告書は、鳥取市と鳥取大学地域学部佐藤研究室との共同研究についての報告書である。

本共同研究は、2016年「町内会加入の実態と組織運営の現状についての調査研究」、2020年「町内会加入の実態と組織運営の現状についての調査研究」と2回行っている。

前回、2016年の研究においては、主に研究責任者が実行委員長とパネルディスカッションのコーディネーターを務めた鳥取市「平成28年度・参画と協働のまちづくりフォーラム」でのパネルディスカッション「町内会って必要なの!？」の登壇者からの聞き取り、質問者からの聞き取り、また、参加町内会長からの聞き取り、その他文献調査などを行い、町内会自体の近代化が必要との結論に達し、報告をした。

まず、この研究において、町内会という社団であるにも拘わらず、規約すら備えていない町内会が多かったということが明らかになった。規約がないことから、町内会活動が町内会長など一部の者によって恣意的に行われているとの誤解を招き、新規加入への障害になっているとの印象を受けた。また、規約を整備することによって、各役員の役割を明確化し、負担が集中することを避けるようにする必要があるとも思われた。

また、町内会が所属している地域住民から徴収した町内会費によって運営されているにも拘わらず、先述したように規約が整備されていないことから、会計が透明化されておらず、どのような使い方をしているか不透明であることから、新規加入の障害となっているとの印象を受けた。会計報告等、町内会に属する住民の知る権利の保障の必要があると思われた。

以上、2点から、町内会組織を維持するためには、町内会への加入を促進する必要がある、町内会の組織活性化を図るためには、町内会の近代化を図るべきであるとの提言をした。具体的には、近代化のために、規約の整備と会計の透明化を行うことが急務である。そこで、鳥取市独自の標準町内会規約を整備することを提言した。このことによって、鳥取市内において共通の規約を整備することが可能となり、鳥取市内における町内会を平準化することによって、どの町内会に加入しても不平等感を感じないようにすることができるからである。また、規約のモデルを示すことによって、何が町内会に必要なのか、どのような役職が不可欠なのか、会員にどれくらいの負担を強いることが可能なのかを示すことができることによって、町内会の恣意的な運営を防止することが可能となるからでもある。そこで、このような鳥取市独自の標準町内会規約の策定にあたって、区分所有建物における標準管理規約のようなものを理想としつつも、鳥取市で策定するのであるから、鳥取市の実情に沿ったものを策定する必要がある。また、各町内会にもその町内会独自の事情というものもあるので、そのことも勘案して、この標準町内会規約において規定する内容は最低限のものとし、各町内会によって柔軟に対応できるようにする必要があるとした。とはいえ、柔軟に対応といっても、骨抜きになるようでは、作成する意味がないので、今後は、どこまでが不可欠な部分で、どこまでが柔軟に対応し得る部分であるかを、慎重に検討し、作成する必要があると思われるとし、提言をした。

さて、それから4年経ち実際に各町内会の実情を深く調査しようとするのが今回の2020年「町内会加入の実態と組織運営の現状についての調査研究」である。

そもそも、前回の研究においては、町内会というものがそこにあって当然の組織であり、市とともに住民生活に関わるものという前提で話を進めてきた。しかし、実際、町内会の存在は当然のものなのであろうか。2020年研究はここからスタートする。

まず、研究責任者は法律家であることから、町内会の法的な位置付けから考えていきたい。現在、鳥取市のみならず各地方公共団体が、その存在を当然のものとして行政活動に町内会というものを組み込んでいるが、果たしてそれは適法な行為なのであろうか。行政は「法に基づく行政の原理」という大原則に基づいて行動しなくてはならない。このことは法に違反してはならないということと、法の枠内であるということの2面がある。では、町内会のその存在の法的根拠は何であろうか。長い間この点が曖昧なまま各地方公共団体と町内会との関係は続いてきたが、近年、最高裁が、町内会はあくまでも任意加入団体であるとの判決を出した（最高裁平成17年04月26日判決）ことで、町内会の法的性格が定まったことになる。つまり、強制加入団体ではなく、任意加入団体であるということは、そこに住む住人には町内会への加入義務はないということとなる。これは町内会に様々な業務を担わせきた地方公共団体からすると大きな問題となる。というのも、地域住民に均しく行政サービスを享受させることが地方公共団体の役割であり、町内会が任意加入、つまり、非加入住民がいるとなると、町内会を経由した住民サービスの存在が不平等なものとなるからである。よって、この町内会の任意加入団体であると認定されたことから、町内会経由の行政サービスは、地方公共団体が「法に基づく行政の原理」と「住民への行政サービスの平等な提供」という行政の大原則を充たさないこととなった。

そこで、これらの大原則を充たすためには、①町内会に代わる強制加入の住民組織を新たに構築し、それを經由して行政サービスを行うか、②既存の町内会の加入率100%にすることによって、これまで通りの町内会経由での行政サービスを行うか、それとも、③もはや別組織を経由せずに、地方公共団体が直接すべての行政サービスを行うかの選択をする必要がある。まず③についてであるが、限られた人的資源で今さらすべての行政サービスを直接行うのは不可能である。また財政面でもこの策は採用し得ない。次に、①についてであるが、これも新たに構築するには、時間がかかることとなる。また、労力も膨大である。ある意味革命的な変革が必要となるであろう。そうなると②の方法が最も現実的であるということになるが、先述したように、既に既存の町内会は任意加入団体であるということが司法の場で確認されていることから、加入率100%はあり得ないこととなる。そこで、加入率を極力100%に近づける努力をしつつ、少数の未加入者については、地方公共団体が直接関わることで、その地域の住民にあまねく平等な行政サービスを享受するということになるかと思われる。そこで重要になってくるのが、どのようにして加入率を上げていくかということである。そのためには、なぜ非加入なのかといった加入しない側の意見も重要となる。

以上のことから、まず①市が町内会についてどのように考えているのかをアンケート調査をし、次に②町内会を実際に担っている町内会長が市と非加入者についてどう考えているかをアンケート調査し、最後に③町内会に加入していない未加入者(今回は新規転入者)についてアンケート調査をした。なお、調査期間は2020年10月～2021年2月である。

一 職員への調査

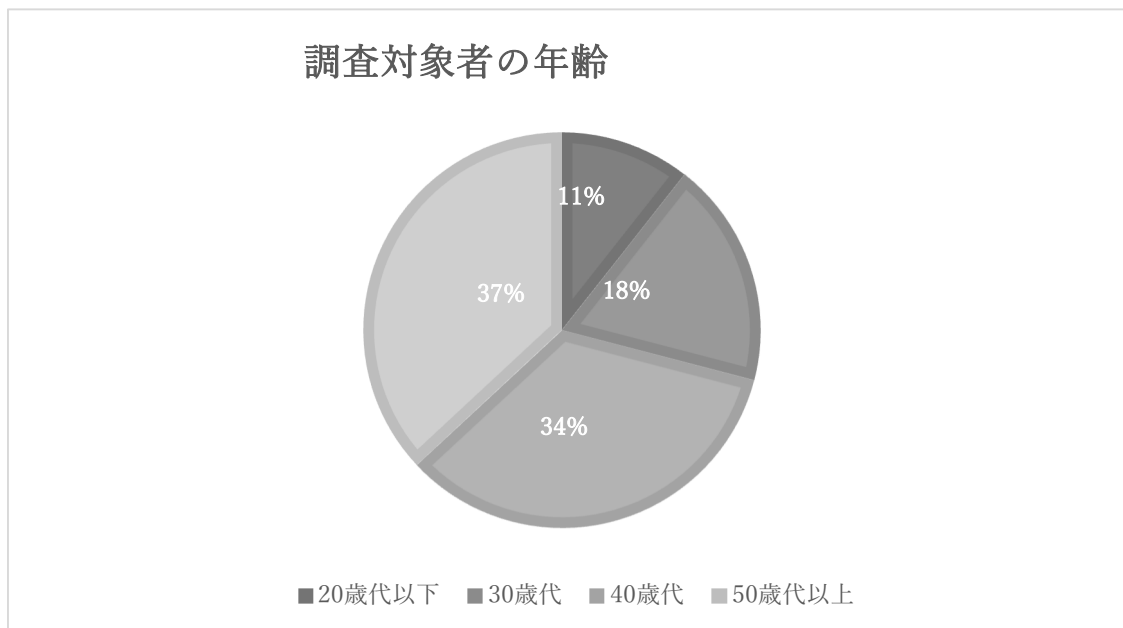
職員への調査は、鳥取市の正規職員である全職員を対象に行った。調査方法は、グループウェアのアンケート集計システムを用いた（回答期間は、2020年12月28日から2021年1月18日）。

現在、多くの公共サービスが町内会の協力の下で成り立っているといわれている（国勢調査員、民生児童委員、交通安全指導員などへの就任、除雪、防犯灯、公園管理、道路、アダプトなど地域内の環境整備、通学路見守り、防災活動等）。そのため、このまま町内会加入率が低下し続け、町内会が機能しなくなれば、公共サービスの維持も困難になる可能性がある。また、非加入者が増え続ければ、これまでのような町内会経由での行政サービスが不平等なものとなるため、他の方法を採用せざる得なくなる。そこで、市の職員が町内会に対してどのような意識を有しているのかを把握することを目的として、以下のアンケート調査を行った。回答者は合計406人であった。

問1

まず、回答者の属性を知るために、回答者の年齢を質問をした。

20歳代以下が43人（11%）、30歳代が75人（18%）、40歳代が138人（34%）、50歳代以上が150人（37%）であった。回答者は、40代以上が多い傾向であることがわかる。



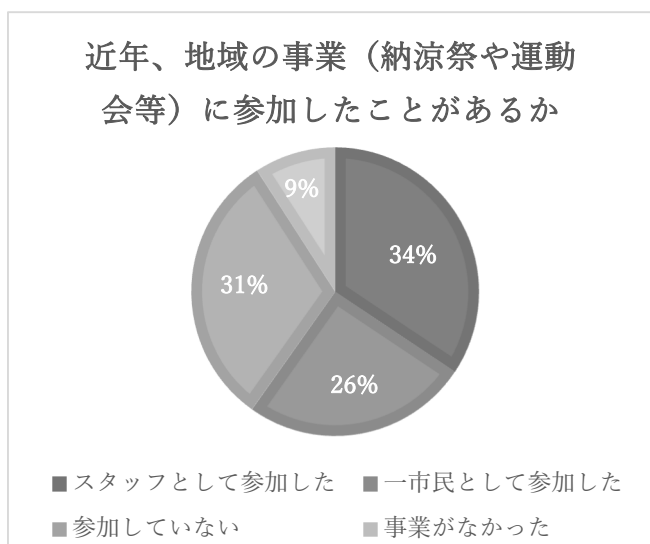
01 「調査対象者の年齢」

問 2

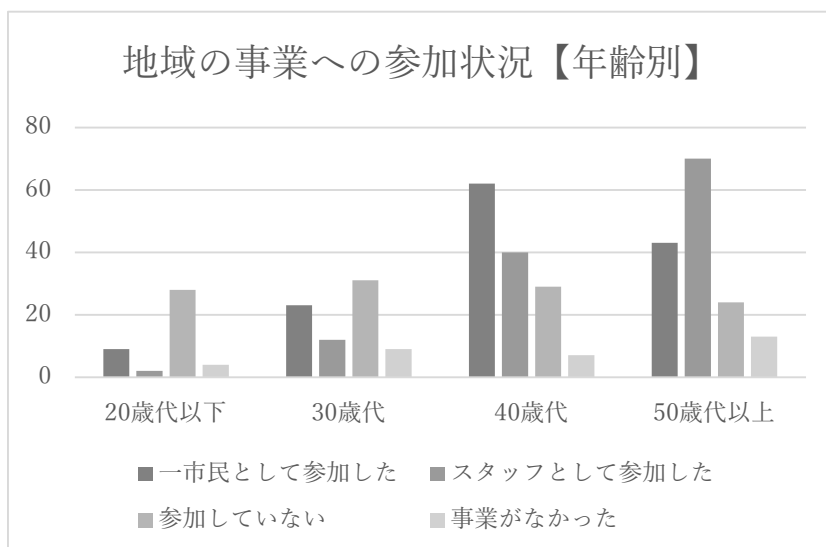
近年、地域の事業（納涼祭や運動会等）に参加したことがあるか質問をした。

最も多かった回答は、「スタッフとして参加した」という回答であった（34%）。また、2番目に多かった回答は、「参加していない」という回答であった（31%）。職員であっても、地域の活動に参加するというわけではないということがこの結果から読み取ることができる。

年齢別に参加状況を見ていく。20歳代以下と30歳代では、「参加していない」が最も多く、40歳代では、「一市民として参加した」が最も多く、50歳代以上になると「スタッフとして参加した」が最も多い。これは現代の地域社会の傾向に似ており、若者の地域離れが読み取れる結果となった。さらには、町内会を支える人の高齢化が問題となっている中で、50歳代以上の職員がスタッフとして参加したという結果からも、地域の今後に課題が残る結果となった。



02 「近年、地域の事業（納涼祭や運動会等）に参加したことがあるか」

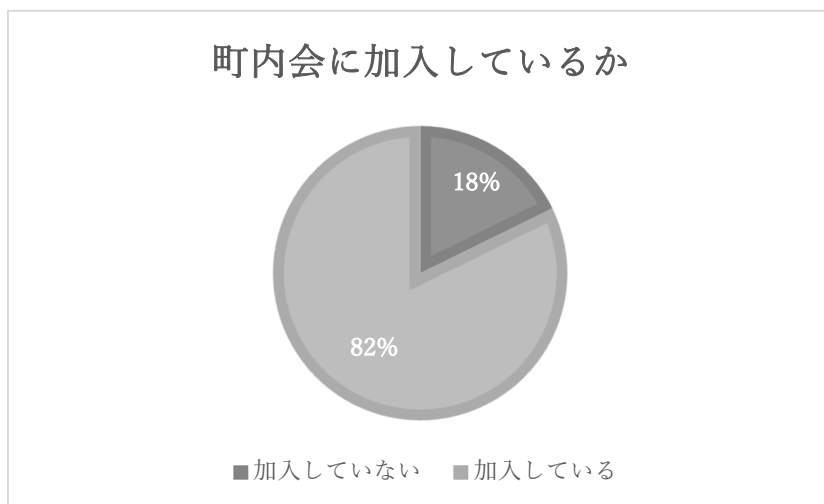


03 「近年、地域の事業（納涼祭や運動会等）に参加したことがあるか」【年齢別】

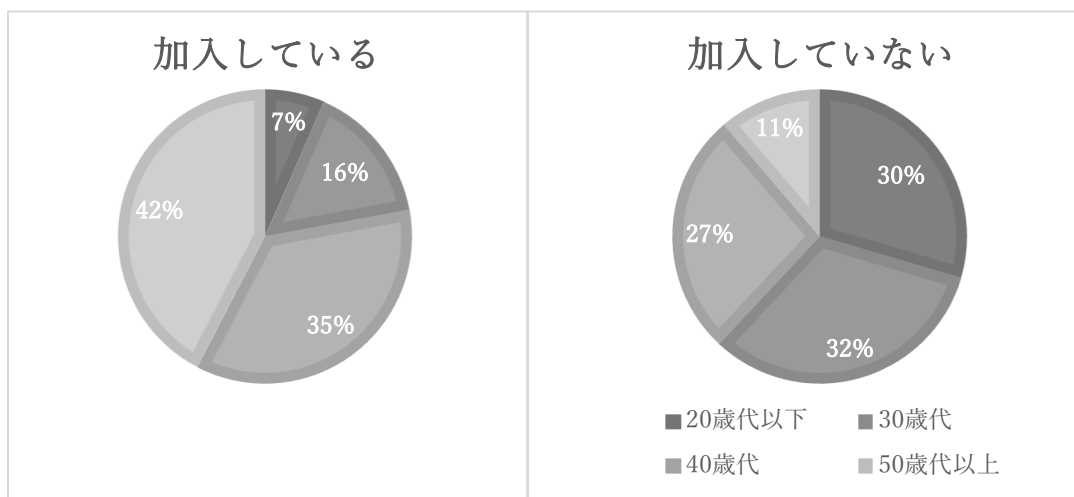
問 3

問 2 を受けて、問 3-1 では、町内会に加入しているか質問をした。

全体としては、大部分の 82% が「加入している」という結果となった。年齢別にみると、「加入している」の中で最も多いのは 50 歳代以上で、最も少ないのは 20 歳代以下であった。対して、「加入していない」の中で最も多いのは 30 歳代で、次いで 20 歳代以下であった。比較的若い世代の加入率が低い現状が明らかとなった。



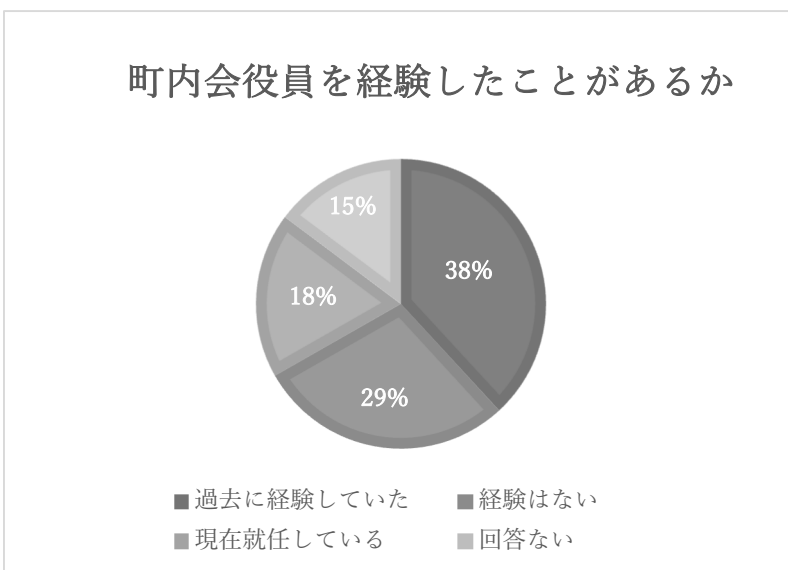
04 「町内会に加入しているか」



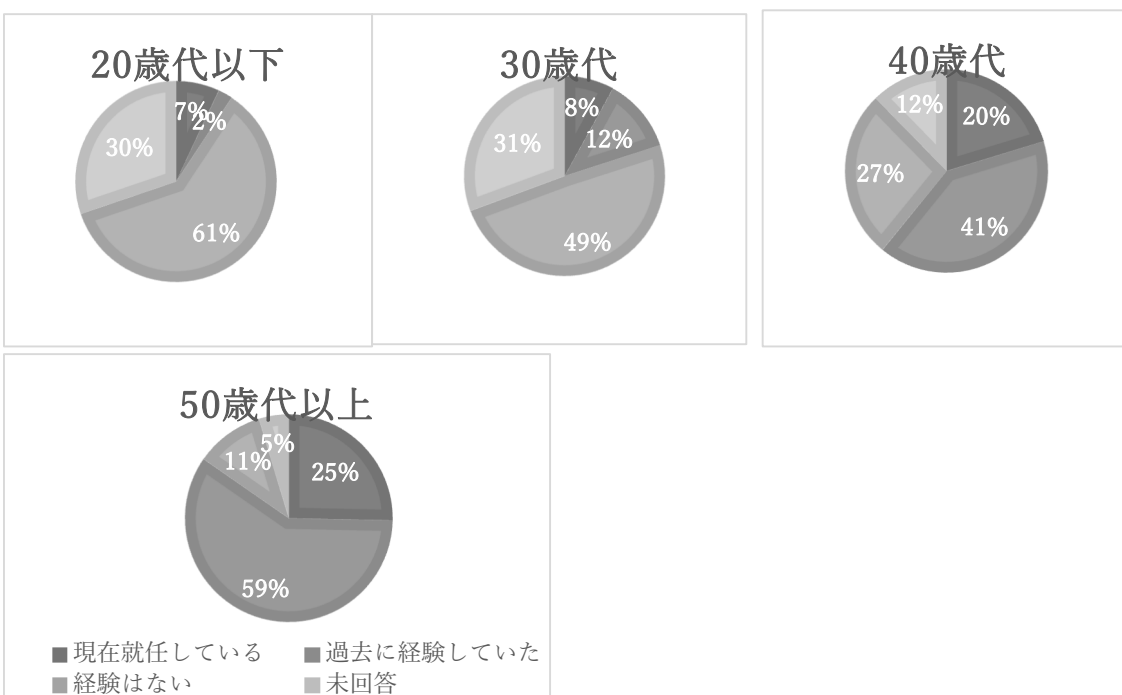
05 「町内会に加入しているか」【年齢別】

問3-2では、町内会に加入している人に対して、町内会役員を経験したことがあるかどうかを質問した。

「現在就任している」、「過去に就任していた」を合わせると、半数を超える56%という結果となった。年齢別にみる。20歳代以下では、「経験はない」が61%と大部分を占めた。30歳代でも約半分の49%が「経験はない」と回答した。40歳代になると、「現在就任している」、「過去に経験していた」を合わせて61%、50歳代以上になると、「現在就任している」、「過去に経験していた」を合わせると84%にも上った。町内会に加入していたとしても、その支え手となるのは多くが40歳代以上である現状がこの結果から読み取ることができる。



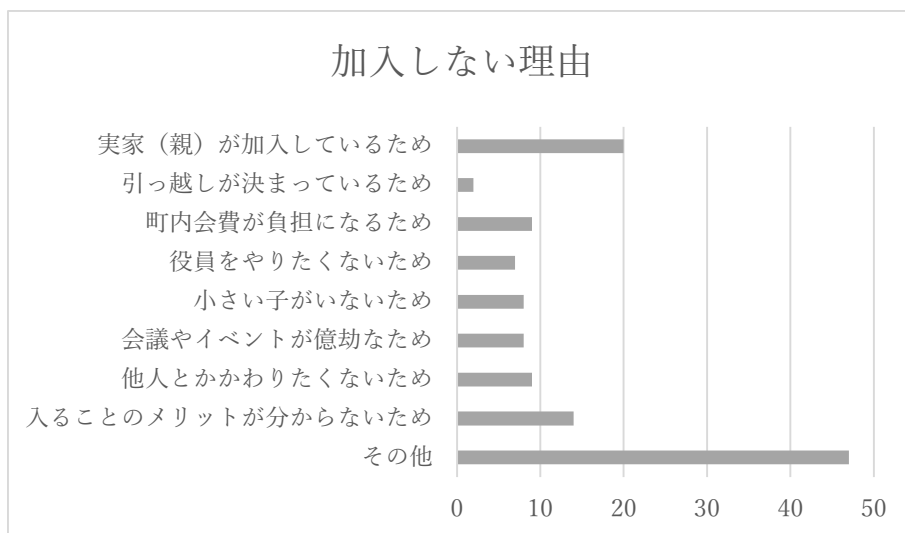
06 「町内会役員を経験したことがあるか」



07 「町内会役員を経験したことがあるか」【年齢別】

問3-3では、町内会に加入していない職員に対し、なぜ加入しないのか質問をした。

「その他」を除いて最も多かった回答は、「実家が加入しているため」という理由であったが、次いで、「入ることのメリットがわからないため」という回答が目立った。市役所職員でさえ加入するメリットがわからないということは、市役所が住民に対し加入を促進していくことは難しいのではないだろうか。



08 「加入しない理由」

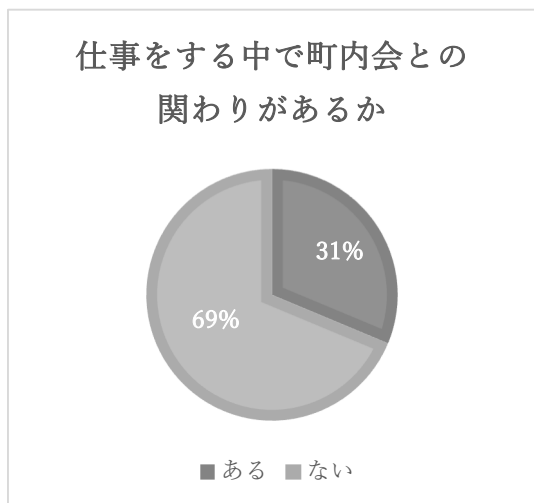
問 4

問 4-1 では、仕事をする中で町内会との関わりがあるか質問をした。

「ある」と回答したのは 31%であった。

これに関し、問 4-2 では、その具体的な業務について質問をした。

この質問については、補助金関係、市報等の配送及び配布、各種自治組織との連携、ゴミ収集関連、民生児童委員、公共工事、各種説明会等、その内容は多岐に渡っていた。町内会と市は住民生活の中で深く関わっていることが明らかとなった。



09 「仕事をする中で町内会との関わりがあるか」

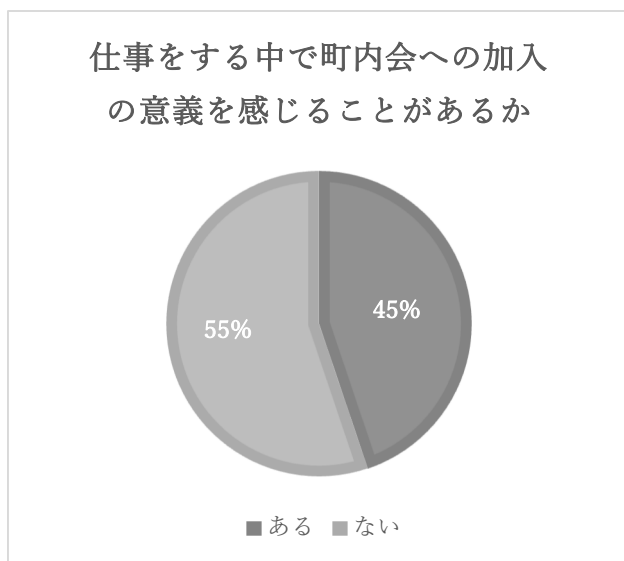
問 5

問5-1では、問4を受けて、仕事をする中で町内会への加入の意義を感じることはあるかどうか質問をした。

「ある」と回答したのは約半数の45%となった。

これに関して、問5-2では、その具体的な内容の質問をした。この設問に関しては、「補助金等の恩恵」、「ゴミステーションの管理」、「防犯灯の維持管理」、「防災関係」、「除雪などの生活区域の管理」、「情報収集」など多岐に渡っていた。

町内会に入るメリットがわからないという住民がいる一方で、町内会の意義を感じている住民も一定数居ることが明らかとなった。



10 「仕事をする中で町内会への加入の意義を感じることはあるか」

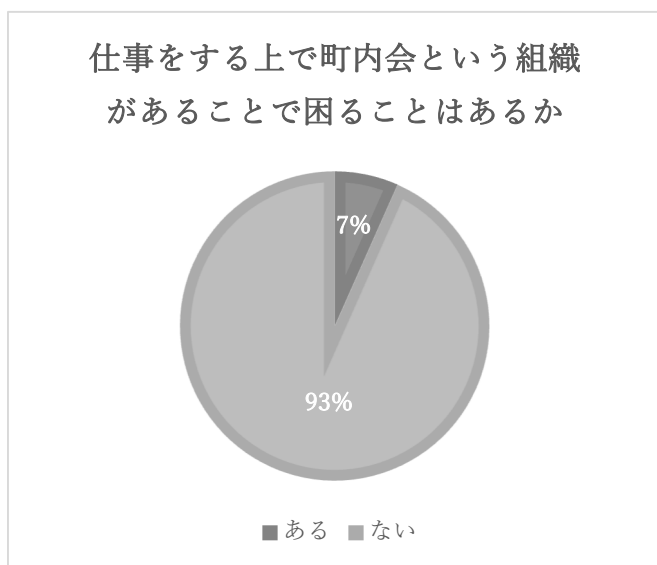
問 6

問6-1では、問5の内容を受けて、仕事をする中で町内会という組織があることで困ることはあるかどうか質問をした。

これに関しては、「ない」という回答が93%と大部分を占めた。

これに関して、問6-2では、「ある」という回答について、その具体的な内容の質問をした。

これに関しては、「職務内容上地元関係との活動がやりにくい」、「行政職員は積極的に地域活動に参加するべきという期待を感じる」、「仕事以外の内容も多く頼まれる」、「行政と対峙組織になってしまう可能性がある」など職務内容や職員という立場による期待などによって、困ることがあると感じる回答が多く見受けられた。



11 「仕事をする上で町内会という組織があることで困ることはあるか」

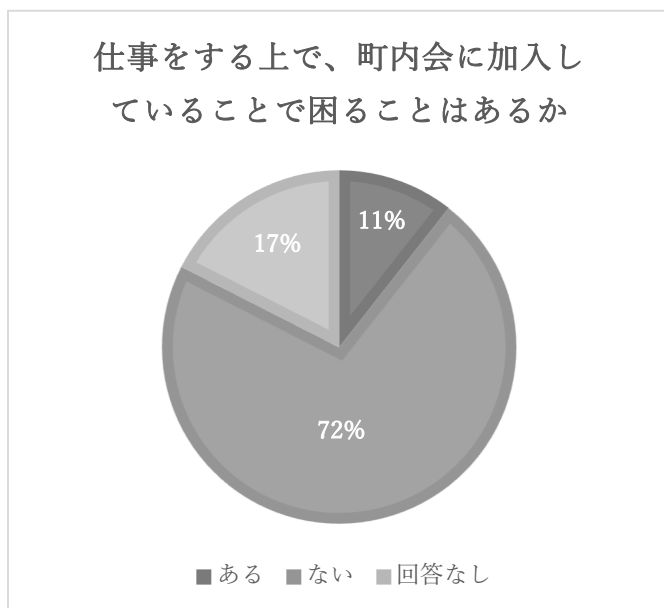
問 7

問7-1では、町内会に加入している人に対して、仕事をする上で町内会に加入していることで困ることはあるかどうか質問をした。

回答者の72%が「ない」と回答しているが、「ある」と回答した者も11%といた。

これに関して、問7-2でその具体的な内容の質問をした。

この設問に関しては、「町内会から市役所職員に自分の部署以外の様々な要望を受ける」、「行政に対する苦情を受ける」、「災害時は公務優先であることが理解してもらいにくい」、「市役所職員であることを理由に役員就任などを促される」など公務員としての立場から住民の期待や他部署の苦情などを受けるといった回答が多く見受けられた。



12 「仕事をする上で、町内会に加入していることで困ることはあるか」

以上が、市役所職員に対して行ったアンケートの分析結果である。先述したように、町内会を経由して行政サービスを行うのであれば、職員が加入していることは前提条件となる。とはいえ、職員であるから役職に就くというのは何ら合理的理由はなく、むしろ職員である間は、職務上、町内会の役員を引き受けられないようにし、行政組織としての市役所と自治組織としての町内会を明確に区分すべきであると考ええる。

ここで提言するのは、

- 1 市役所職員の町内会への100%の加入（但し、世帯が既に入っている場合を除く）
 - 2 市役所職員が在職中町内会役員を引き受けないとの特例の設置
- の2点である。

今後の課題としては、

市の職員が町内会の市政での位置付けをどのように考えているのか、部局長レベルでの調査が必要であると考ええる。

それでは、次に、町内会の側はどのように考えているのかをみてみることにする。

二 町内会長への調査

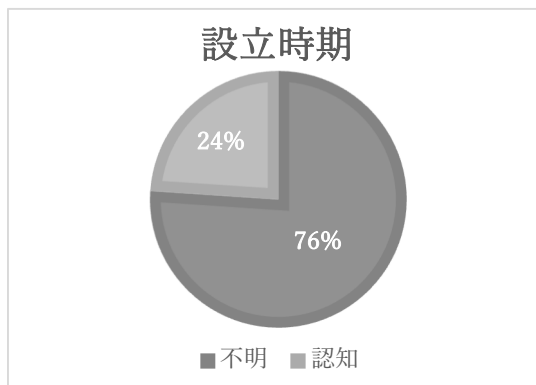
まず、鳥取市内における各町内会の加入状況であるが、鳥取市の目指す加入率 90%以上を基準として、それ以上であるか、それ未満であるかでデータを分割した。

今回調査した 71 の町内会のうち、加入率が 90%未満であったのは 14 の町内会、90%以上であったのは 49 の町内会であった。

問 1

町内会の設立時期について質問をした。

設立時期については不明な町内会が多く、データも残っていないことから、多くの町内会が古くから存在していると考えられる。また、把握している町内会の中では、1980 年前後が多く、最も古いものは 1926 年、最も新しいものは 2006 年であった。

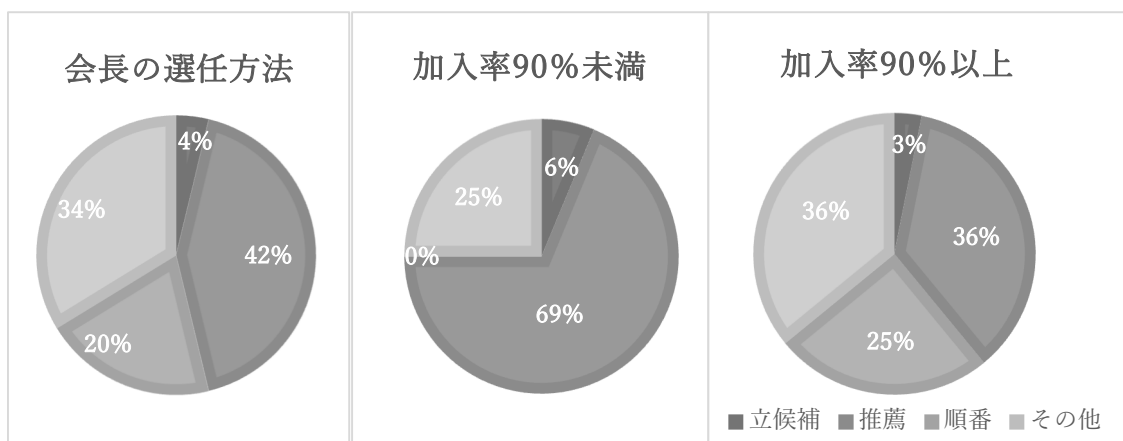


14 「設立時期」

問 2

会長の選任方法について質問をした。

約半数の町内会が推薦によって会長を選任しており、対して、立候補するケースは稀であるという現状が明らかとなった。また、町内会加入率が90%未満の町内会（14の町内会）と90%以上の町内会（57の町内会）を比較すると、90%以上の町内会では、順に会長を務めているという特徴がみられた。

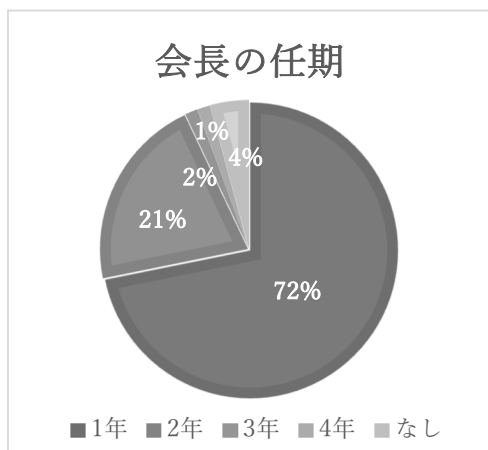


15 「会長の選任方法」

問 3

問3-1では、会長の任期に質問をした。

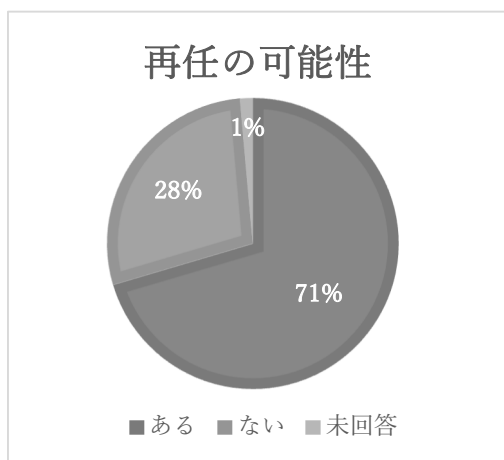
多くの町内会が任期を1年としていることが明らかとなった。この設問では、町内会加入率が90%未満の町内会と90%以上の町内会を比較しても差異はなかった。



16「会長の任期」

問3-2では、会長の再任の可能性があるかどうか質問をした。

多くの会長が再任の可能性があると回答した。

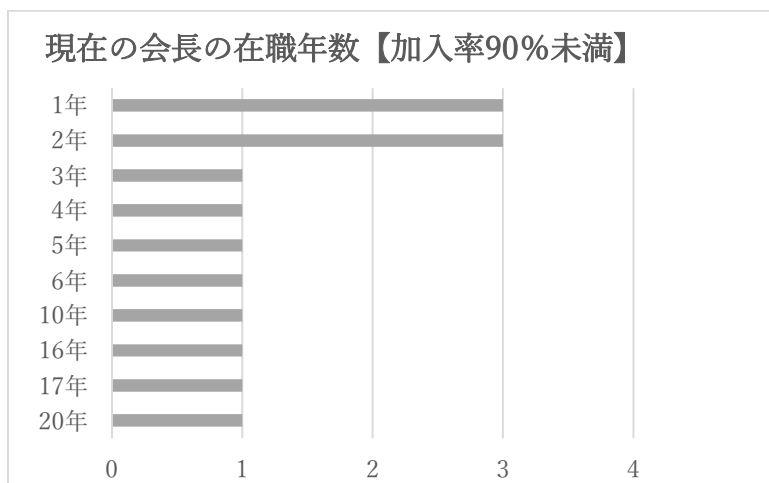


17「再任の可能性」

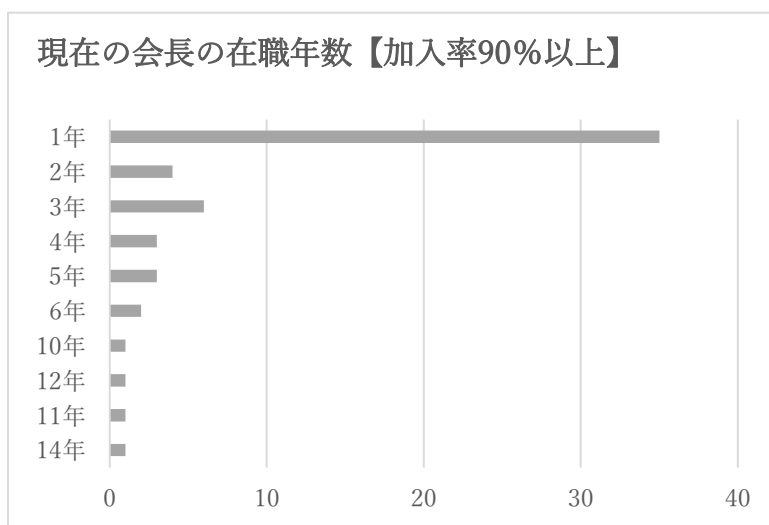
問 4

現在の会長の在職数年について質問をした。

その中で、再任の可能性があると回答した会長の中には、既に在任期間が10年を超えるケースが8件ほどみられた。在任期間の長さに関しては、町内会加入率が90%以上の町内会に比べ、町内会加入率が90%未満の町内会の方が、長くなる傾向がみられた。また、再任の可能性がないと答えた会長は、全て在任期間が1年であったが、会長の選任方法との相関関係はみられなかった。



18「現在の会長の在職年数」【加入率 90%未満】



19「現在の会長の在職年数」【加入率 90%以上】

問 5

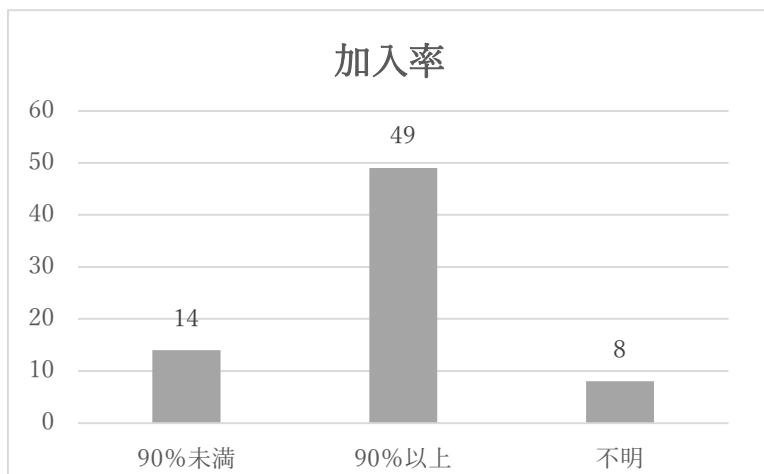
現在の加入世帯数について質問をした。

最も少ない町内会で7戸、最も多い町内会で329戸と、町内会の規模に大きく差異がある現状が明らかとなった。

問 6

各町内会における加入率について質問をした。

先述したように、鳥取市の目指す加入率 90%以上を基準として、今回調査した 71 の町内会のうち、加入率が 90%未満であったのは 14 の町内会、90%以上であったのは 49 の町内会であった。

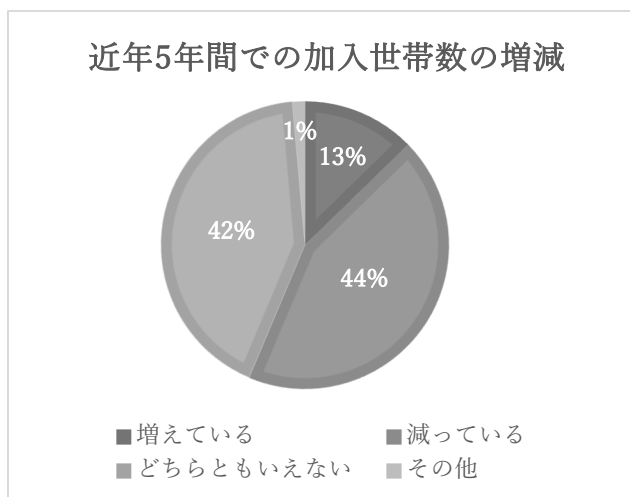


20 「加入率」

問 7

直近5年間の加入世帯数の増減について質問をした。

戸数が20戸に満たない町内会では、9戸中5が直近5年間の加入世帯数が減っていると回答しており、そのうちの1つの町内会では戸数が7戸であった。全体の回答からも、増加していると答えた町内会が13%であったのに対し、減っていると回答した町内会は44%にも上った。今後、町内会維持が難しくなることが考えられる。

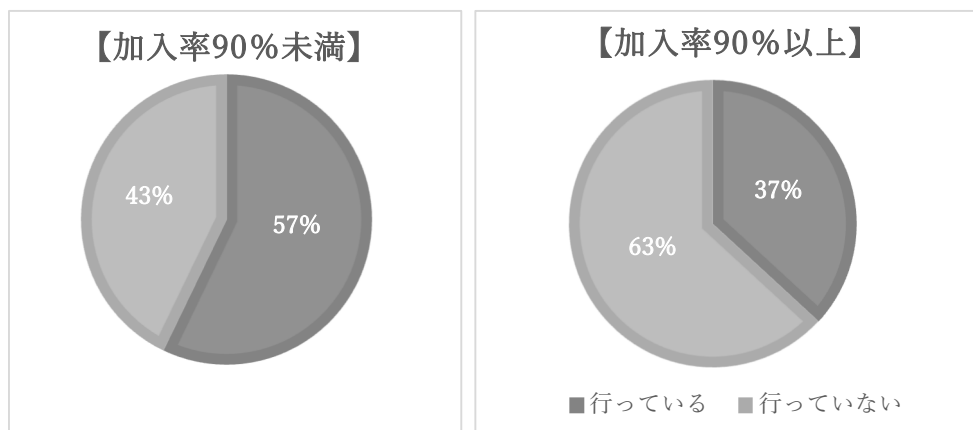


21 「近年5年間の加入世帯数の増減」

問 8

問 8-1 では、町内会加入促進に向けた取り組みを行っているかどうかについて質問をした。

町内会加入率が 90%以上の町内会に比べ、町内会加入率が 90%未満の町内会では、町内会加入促進に向けた取り組みを行っているという回答の方が大きな割合となった。この結果から、加入率が 90%未満の町内会では、加入促進に向けた取り組みを行っているが、加入率が増加していないということがいえる。



22 「町内会加入促進に向けた取り組みを行っているか」

問 8-2 では、具体的な取り組みについても質問をした。

加入率 90%未満の町内会での具体的な取り組みは、「マンションが 1 棟あり、個人的にお願いに行く」、「新規転入者に会長が声掛け」、「新築に越してくる世帯やその他転入の際、やさしく加入依頼」、「寡婦世帯については班長を任せない等、負担を減らす」、「班長が勧誘（声掛け）」、「新築などで転入される世帯に資料を渡し、説明」があった。

加入率 90%以上の町内会での具体的な取り組みは、「各班長より声かけ」、「区長（町内会長）が加入要請した」、「新規転入者に対する加入への働きかけ」、「個別訪問で鳥取市作成のパンフレットを活用し、加入を促進させる」、「市報の配布、納涼祭、敬老会等を伝える」、「転入者への加入説明・依頼、各種活動への参加の呼びかけ、班長・役員辞退申請規約の設定、説明など」、「実行委員の活動強化」、「子ども会入会時に勧誘」、「新規加入の方には、町内会のいいところを知らせる」、「鳥取市作成のパンフレットを活用している」があった。

問 8-3 では、加入促進に向けた取り組みを行っていない町内会に対して、行わない理由を質問した。

加入率 90%未満の町内会では、「マンション世帯で厳しい（加入していない）。それ以外の入居者（転入者）には一応声かけをするが、強く言えない」、「未加入者はアパートの住民が多いため」、「何回か声かけはしたがダメだったため」とのことであった。

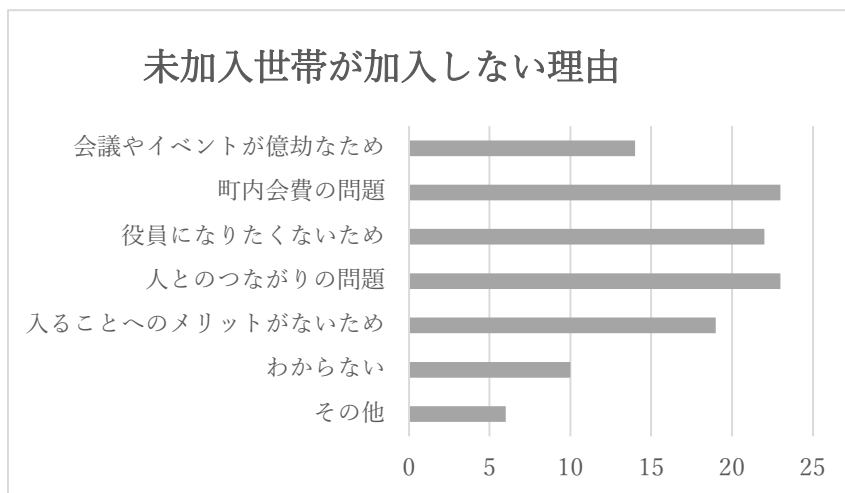
加入率 90%以上の町内会では、「する必要がない」とのことであった。

上記からわかったことはアパート、マンション世帯へ加入促進が難しいということである。これは、今後加入率を上げていく上で大きな課題となる。

問 9

問 8 に関連して、未加入世帯が加入しない理由について質問をした。

町内会費の問題や、役員、人とのつながりに関することを理由として多くあげられていた。各町内会長も、これらについては問題だとの認識があることがわかった。

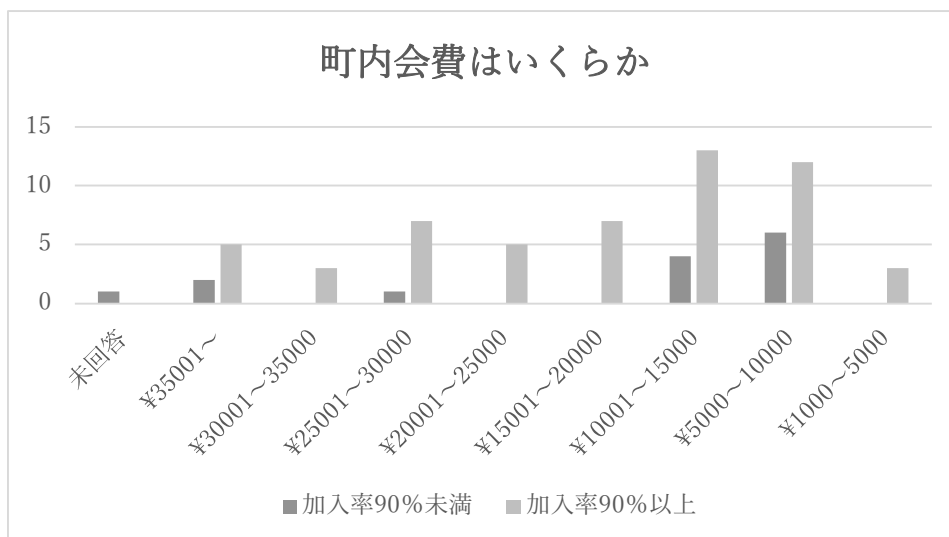


23 「未加入世帯が加入しない理由」

問 10

現在の町内会費について質問をした。

最も多く回答が得られたのは、5000円から15000円であった。加入率によって特徴的な差異は見られなかった。このことから、加入しない住民にとっては、その金額ではなく、会費の徴収そのものが加入しない理由になっていると考えられる。

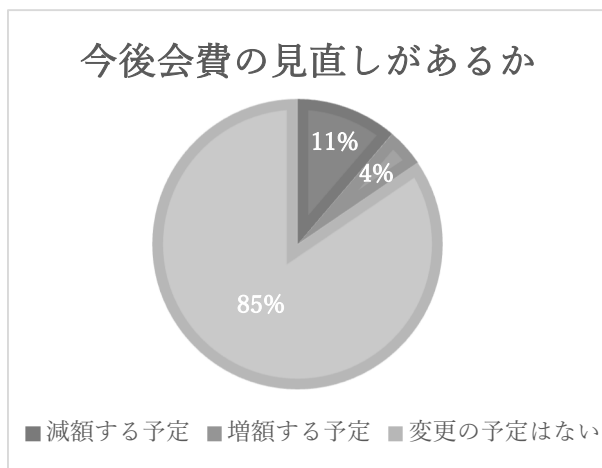


24 「町内会費はいくらか」

問 11

今後の町内会費について質問をした。

変更の予定はないと回答した町内会が85%と大部分を占めた。減額する予定と答えた自治体も11%（8件）に留まった。また、増額する予定と回答した町内会は4%（3件）あったが、その全ては加入率90%以上の町内会であった。

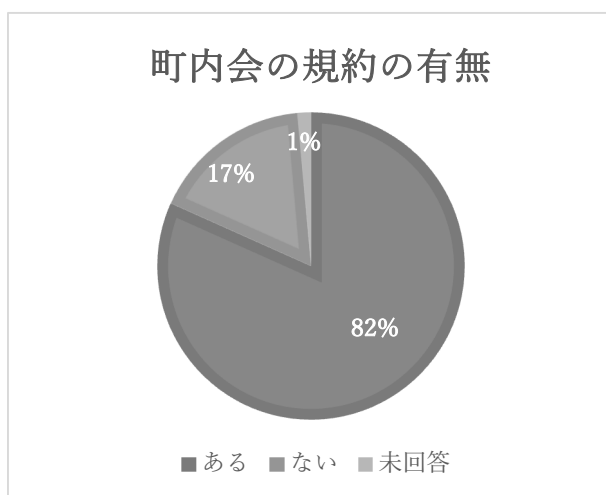


25 「今後会費の見直しがあるか」

問 12

問 12-1 では、規約の有無に関して質問をした。

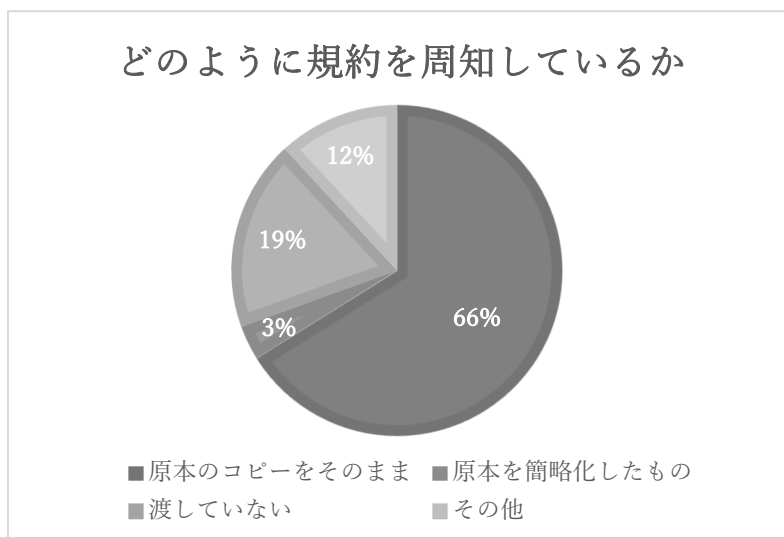
82%の町内会で規約があるという回答が得られた。対して、規約がないと答えた町内会も全体の約5分の1である17%であった。規約の有無に関しては、加入率の差によって差異はなかったが、ないと答えた町内会は、現在の加入世帯数が全て20戸未満であった。比較的小規模の町内会では、規約が存在しないケースがあることも明らかとなった。



26 「町内会の規約の有無」

問 12-2 では、その周知方法について質問をした。

半数以上が原本のコピーをそのまま配布しているという回答であった。中には、3%（2件）と僅かではあるが、原本を簡略化したものを配布しており、住民に配慮している町内会があることもわかった。この町内会はいずれも加入率は100%であった。



27 「どのように規約を周知しているか」

問 13

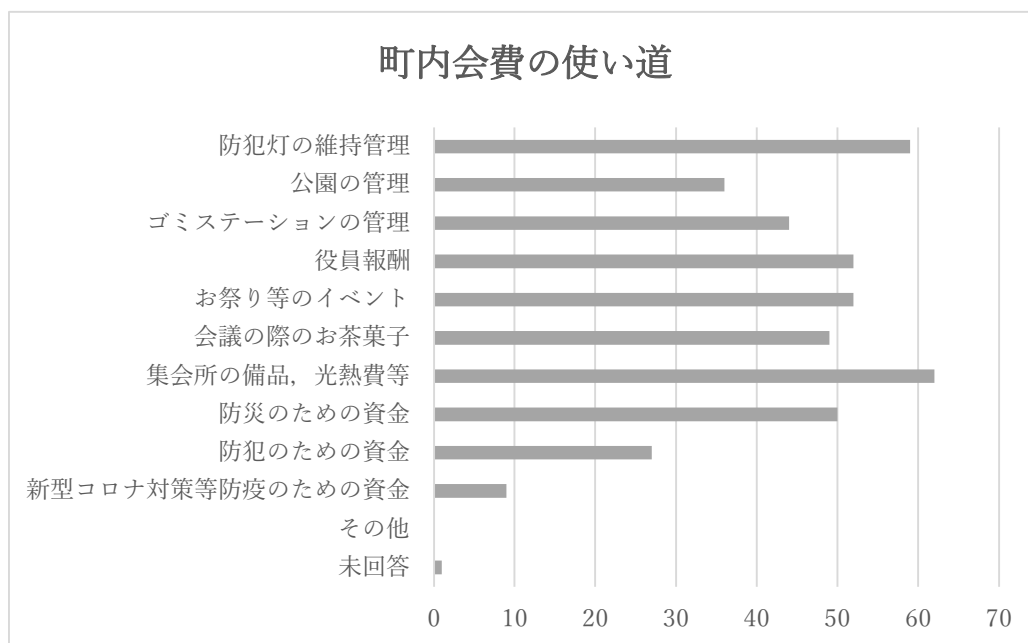
会計報告についての質問をした。

結果はすべての自治体で会計報告をしていることがわかった。規約がなくとも、運営自体は適正に行われているものと考えられる。

問 14

町内会の運用に関して実態を把握するために、町内会費の使途について質問をした。

最も多かった回答は、「集会所の備品」、「光熱費等」という回答であった。そのほかには、「防犯灯の維持管理」、次いで、「お祭り等のイベント」、「役員報酬」、「防災のための資金」という回答が多くみられた。町内会費は町内会の基盤を支えるためだけではなく、住民の安心・安全な暮らしを支えるために使われていることが読み取れる。この設問に関しては、加入率による差異はなかったため、今後、町内会への加入促進をしていく上で、町内会の活動が、住民の生活を支えていることを認識してもらうことが重要になってくると考えられる。



28 「町内会費の使い道」

問 15

町内会の活動において市と協働を考えていることはあるかどうか質問をした。

71 の町内会のうち 11 の町内会から有効な回答が得られた。この設問では、補助金関連や地域課題の対策などが多く見受けられた。既に事業ごとに相談しているという回答や市の防災ラジオの普及にあたり、町内会での購入を決めたという回答もあった。いずれも、一定の町内会は市と連携を図りたいと考えている現状が見えた。

具体的な回答は、「コミュニティ事業補助金」、「防災対策事業補助金」、「公民館（集会所）の新築、修繕」、「公園器具の追加」、「人口減少対策」、「防災対策」、「要支援者対策」、「空家対策」、「自治連合会、まちづくり連絡協議会等への参加と連携体制を維持し、町内会を含めた組織の運営方法の見直し」、「県営住宅では東部連築課との連携」、「行事またはイベント等」、「清掃活動」、「街路樹の管理」であった。

問 16

市から委託されていることはあるかどうかを質問した。

71 の町内会のうち 21 の町内会から有効回答が得られた。この設問では、除雪をはじめとする各種道路、公園等の維持管理や桶門、指定保存樹木の管理などが多く見受けられた。また、ゴミステーションに関して、町内会で管理しているが、他の町内会の者の利用を断れないとなっているために、市から委託されているようなものだと思っている、という回答もあった。

具体的な回答は、「除雪作業（通学路、補道等）」、「市道、林道、広域農道の維持管理、清掃（草刈りを含む）」、「公園の維持管理（芝生化済みの公園、鳥取市公園、スポーツ施設協会等）」、「桶門の点検、管理」、「指定保存樹木等の管理」、「加工センターの管理」、「市等からの配布物の配布（市報等）」であった。

問 17

これまで市に町内会活動に関して何かしら依頼したことはあるかどうか質問をした。

71 の町内会のうち 16 の町内会から有効回答が得られた。この設問では、防犯に関すること、各種道路、公園の維持管理に関すること、ゴミステーションに関すること、防災に関することなどが多く見受けられた。

具体的には、「防犯灯の取換事業」、「防犯灯の設置」、「防犯灯の LED 化への助成」、「公園整備」、「用水路の整備」、「市道、農道方面の維持管理、清掃（植栽を含む）」、「ごみ集積所の新設」、「ゴミステーションの容器の取り換え」、「ブルーネットの更新」、「不法廃棄物の取り扱い」、「防災活動」、「消火器具庫の更新」、「災害等の復旧依頼」、「自主防災活動や福祉活動に伴う講師の派遣」、「コミュニティ事業の補助制度」、「ふれあいサロンに関すること」、「マイナンバーカードの出張受付け（令和 2 年 8 月実施）」、「除雪機の借入」、「資材支給」、「認可地縁法人」であった。

問 18

この先市に協力してもらいたい事柄はあるかどうか質問をした。

71 の町内会のうち 14 の町内会から有効回答が得られた。この設問では、河川や各種道路の管理に関する事、ゴミステーションに関する事、集会所に関する事、現在、今後の地域課題に対する情報提供や対策に関する事が多く見受けられた。中には、高齢化し、町内の各種行事にもほとんど参加しない、町内会活動にも参加しない、また自治会の役員にもなり手がいない等の課題を抱え、今後、事業や行事を多くすることに意味があるだろうかと疑問や不安を感じている声も見受けられた。

具体的には、「河川の管理」、「市道の側溝清掃」、「市道、農道方面の管理の徹底」、「夏に蚊の発生が多いため、用水路の整備とごみ整備の確保（班長がゴミ置き場を自宅に持ちまわっている班がある。）」、「集会所を持っていないことから、町内活動が制限されることがあるため、集会所の取得に向けた支援」、「集会所のリフォーム（市所有物）」、「各世帯とも高齢化、独居世帯増が見込まれるため、コロナ禍の中における独居老人世帯への対応についての情報提供」、「空き家撤去（解体）交渉」、「防災、福祉、空家等の対策」、「行事、イベント等、担当課との相談」、「コミュニティ活動」、「除雪関係の拡充」、「ネット会議などのインターネットの活用」、「通達文書が理解しにくいいため、その改善」であった。

以上が、町内会長に対して行ったアンケート調査から町内会の実態を分析した結果である。

現時点において、任意加入団体で、加入率が高いとはいえない町内会に関しては、行政サービスから漏れている地域住民が存在していることから、早急にその様な住民に対してどのように対応すべきか考える必要がある。

また、町内会からの要望については生活インフラに関わるものが多い。これについても、町内会が強制加入団体であったり、加入率 100%であれば、その要望に応えるこそが行政にとって必要なことであると判断できるが、現状では必ずしもそうではないため、一部の者の要望について行政が応じるという行政サービス享受についての不平等が生じかねない。

町内会自体においても規約を定めていないところがあるなど問題がある。規約の定めがないということは、慣例に基づいているか、恣意的に運営しているかどちらかであるといえる。また、今回の調査では調査し切れていないが、規約自体がそもそも規約と呼べる内容を充たしているのかどうかという内容面、規約はあるがその規約にどれだけ拘束力があるのかといった運用面についても調べる必要がある。

提言としては、引き続き、①規約の整備と規約に基づく町内会運営、②財政状況の透明化といった町内会の近代化に加え、市との関わりについても慣習で行っている部分もあるので、整理する必要がある。また、市への要望はインフラ関連が多いが、そもそもやるべきことをやっていない、つまり、市が自主的に行うべきものを、町内会からの要望に基づいてやっているということになっている場合もあるので精査する必要がある。

今後やるべきことは、今回調査し切れていないことを調査し、きめ細やかな提言ができればと思う。

それでは、次にこれから町内会に入るか入らないかを決める新規転入者についてみてみよう。

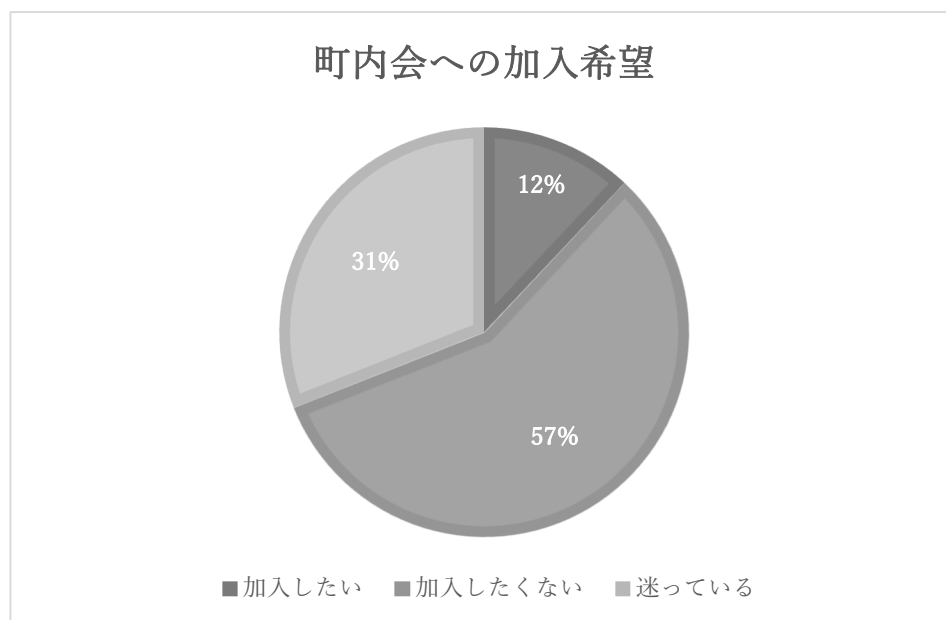
三 新規転入者への調査

本来であれば、町内会に加入しないとの強い信念を持っている住民について聞き取りやアンケートを行うべきであるが、今回はパンデミックの最中であるということから、新規転入者に対するアンケート調査を行うことによって、町内会への加入という行為についてどのような意識を有しているのかを調査してみた。

問 1

町内会への加入を希望するかどうかについての質問をした。

町内会に加入したいと考える新規転入者 12%、反対に加入したくなくと答えた新規転入者は 57%であった。迷っていると答えた新規転入者は 31%であった。



29 「町内会への加入希望」

問 2

町内会に加入したいと回答した人に対して、その理由について質問をした。

加入したいと答えた人の理由は、「子供会があるため」、「ゴミステーションの維持管理のため」、「入るのが当たり前だと思う」、「防犯のため」「お祭りなどのイベントに参加するため」、「災害に備えるため」と回答があった。町内会の需要はこれらであるといえる。

問3

町内会に加入したくないと回答した人に対して、その理由の質問をした。

町内会に加入したくないと答えた人の理由は、「引っ越し先の世帯がすでに加入しているため」、「会議やイベントが億劫なため」、「役員をやりたくないため」、「町内会費が負担になるため」、「入ることへのメリットがわからないため」、「小さい子どもがいないため」、「他人と関わりたくないため」、「会議やイベントが億劫なため」、「まだ鳥取の環境に馴染んでいないため」、「仕事の休日が少なく貢献できないため」という回答が得られた。ここから町内会の改善点や町内会が現代の生活感に合っていない、あるいは町内会に悪いイメージを持っていることがわかる。これらの原因を払拭できれば加入率向上できると思える。

問 4

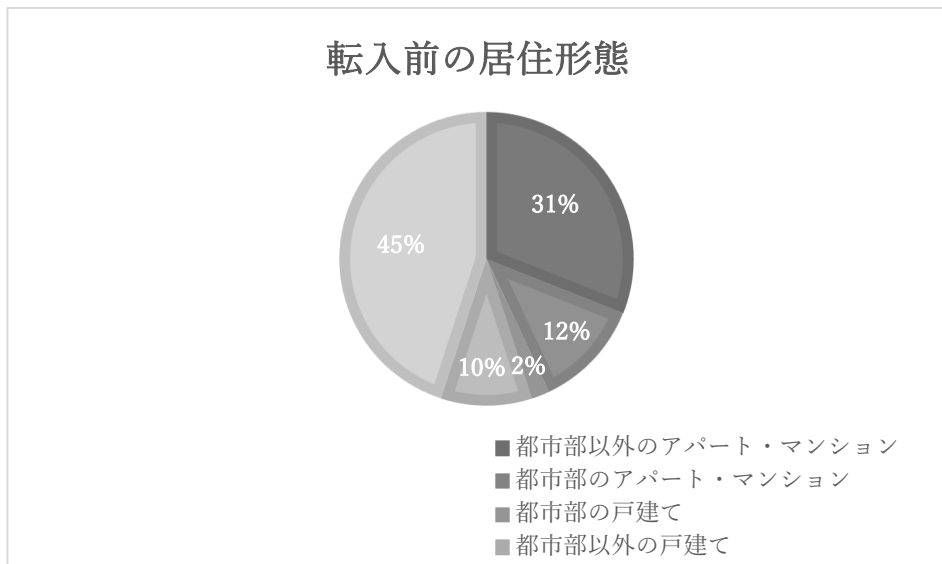
加入したくないと回答した人に対して、この先加入する予定があるか質問をした。

約 19%の人が「子供が生まれたら加入する」と答えた。加入したい人の理由としても「子ども会」があることから、町内会において子ども会がひとつの加入要因になっていることが想定される。また、31%の迷っている人にその原因を質問したところ、「会議やイベントが億劫なため」、「入ることへのメリットがわからないため」、「町内会費が負担になるため」、「他人と関わりたくないため」、「役員をやりたくないため」、「小さい子供がいないため」、「知り合いがいないから」との回答を得られた。ここから町内会に加入するかどうかの住民の判断材料を確認することが出来る。また、入ることのメリットがわからないという回答が多く、これは町内会の必要性が周知できていないことの証拠でもあり、町内会加入促進の最重要課題であるといえる。

問 5

転入前の居住形態について質問をした。

「都市部（人口 100 万人以上）の団地」、「都市部のアパート・マンション」、「都市部の戸建て」、「都市部以外の団地」、「都市部以外のアパート・マンション」、「都市部以外の戸建て」について質問をした。特に目立った傾向は見られなかった。



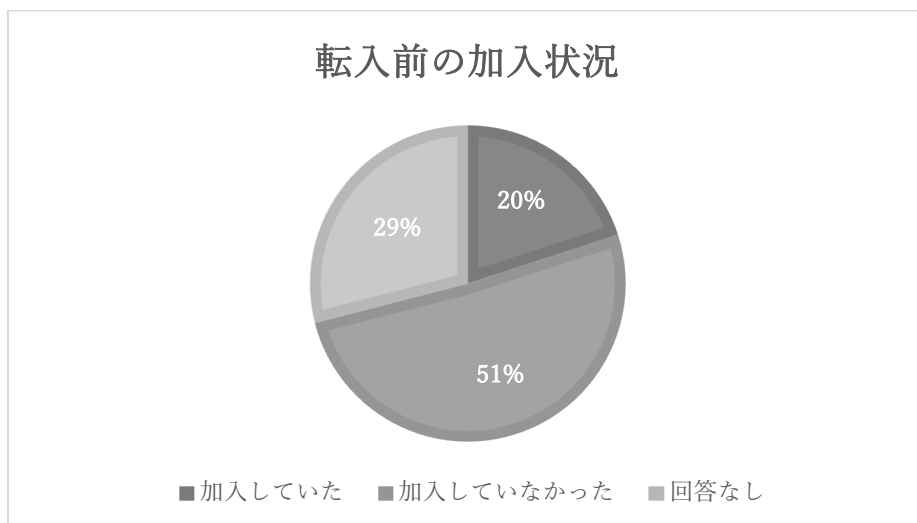
30 「転入前の居住形態」

問 6

以前の居住地での町内会への加入の有無について質問をした。

約 51%が加入しておらず、20%が加入していたという結果になった。

以前加入していた人が「加入したくない」、「迷っている」を選択しており、このことから、以前加入していた町内会で何か嫌な目に遭ったからなのか、それとも鳥取市の町内会制度に魅力がない、もしくは町内会の存在意義を見失ったという可能性が考えられる。このことはさらなる調査が必要である。



31 「以前の加入状況」

問7

家族構成について質問をした。

ひとり暮らしや実家暮らしの人は加入しない傾向が強く、反対に配偶者や子ども連れの家族は比較的町内会に加入する傾向がみられた。

以上が、新規転入者に対して行ったアンケート調査から町内会の実態を分析した結果である。

やはり気になったのが「メリットがわからない」ということと「町内会費を払いたくない」、「人間関係が面倒」という回答だろう。

つまり、デメリット（「町内会費を払いたくない」、「人間関係が面倒」）を上回るだけのメリットがあることを理解できていれば、人は多少のデメリットがあってもメリットを選択することの方が多いが、これだけメリットがわからないということであれば、デメリットのあるもの、しかも入っても入らなくてもいい任意加入団体に入るといってはばないといっていだろう。

ここで、重要なのは転入時ではなく、転入後に入らなかった人が入った方がいいかなと思うことであろう。というのも転入時においては、鳥取市の町内会活動についてはまったく理解しておらず、あくまでも一般論で判断していると思われるからである。つまり、鳥取市独自の町内会加入への魅力を発信できれば、転入時に非加入と決めただけやっぱりは遺漏かなということとなる。

というわけで、提言としては、鳥取市独自の町内会加入への魅力発信をするということになる。

また、継続調査としては、入らない理由をもっと深掘りすることと、入った人がやめていく理由を知る必要がある。加入率を下げるには、そもそも加入しなかった人数が増えることもその要因ではあるが、今まで加入していた人がやめることによって加入率は下がる。よって、加入率の低下を予防するためには、やめる理由を一つずつ改称していく必要がある。

おわりに

第2回目の調査となる今回は、前回よりも調査範囲を広げ、市の職員、町内会長、新規転入者に対してアンケート調査を行った。そのことによって、今までみえてこなかったものがみえたり、なんとなく予想していたことがはっきりとした数字で示されたりととても意義のある調査であった。しかし、また、不十分な点も明らかになった。今後は、機会があれば今回明らかになった不十分な点を改称しつつさらに深く掘り下げられればと考えている。

今回の調査から、市や町内会に対する要望としては以下の通りである。

市への要望

- 1 市役所職員の町内会への100%の加入（但し、世帯が既に入っている場合等を除く）
- 2 市役所職員が在職中町内会役員を引き受けないとの特例の設置
- 3 市から町内会へ依頼していることの整理
- 4 生活インフラについての見直し
- 5 鳥取市独自の町内会加入メリットの発信

町内会への要望

- 1 規約の整備と規約に基づく町内会運営
- 2 財政状況の透明化
- 3 その他の行事（宗教的なもの）の整理

また、今後の調査課題については以下の通りである。

- 1 市が町内会の市政での位置付けをどのように考えているのかの調査
- 2 規約内容の調査
- 3 規約に基づく運営が行われているかどうかの調査
- 4 町内会へ入らない理由についての調査
- 5 町内会をやめる理由についての調査

以上、簡単ではあるが本研究の調査報告とする。

以 上